

## 平成 30 年 7 月豪雨で被災された個人型確定拠出年金加入者及び中小事業主に対する掛金納付の特例措置について

このたびの平成 30 年 7 月豪雨で被災された皆さまには心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧を心よりお祈りいたします。

さて、下記の通り今回の平成 30 年 7 月豪雨で被災された個人型確定拠出年金の加入者さま及び中小事業主さまに対して、掛金納付の特例措置を設けましたのでお知らせします。

### 記

#### 特例措置の内容

#### 1. 平成 30 年 7 月豪雨の被災者に対する特例措置

被災した個人型確定拠出年金加入者さまに係る加入者掛金及び中小事業主掛金の納付が困難な場合において、加入者掛金納付及び中小事業主掛金納付を一時停止することができることとし、停止期間中の加入者掛金及び中小事業主掛金を後日まとめて納付することができるようにします。

##### ① 掛金納付の一時停止

加入者掛金に関しては「ご本人さま」、中小事業主掛金に関しては「中小事業主さま」からの申出により、掛金引き落としの一時停止を行います。

(申出日によっては、引落停止処理が掛金引落日に間に合わない場合がございますので、各受付金融機関へご相談下さい。)

##### ② 停止期間中の掛金の納付

加入者掛金に関しては「ご本人さま」、中小事業主掛金に関しては「中小事業主さま」からの申出により、一時停止期間中の掛金を後日まとめて納付することができます。

(※後日まとめて掛金を納付できる期間は、災害その他やむを得ない理由のやんだ日から 2 月以内において国民年金基金連合会が別に定める日までとなります。)

#### 2. 特例措置の対象

##### ① 対象となる方

- ・ 次の表に定める指定地域（「4. 指定地域」を参照）に住所を有する個人型確定拠出年金加入者
- ・ 第 2 号加入者が事業主払込を行う場合であって、当該加入者を使用する事業主が指定地域に住所を有する場合、当該第 2 号個人型確定拠出年金加入者
- ・ 指定地域に住所を有し、中小事業主掛金納付制度を実施している中小事業主

##### ③ 対象となる掛金

- ・ 今回の特例の対象となる掛金は、申出日以降に納付日が到来する加入者掛金又は中小事業主掛金（申出日において、既に納付済みの掛金を除きます。）で、国民年金基金連合会が別に定める日の前日までに納付するものとされる掛金とします。

#### 3. ご留意点

- ・ 各手続きは各受付金融機関へご相談ください。
- ・ 必要な届書は、ご本人さまの押印がなくても受付します。

#### 4. 指定地域

都道府県名	指定地域
岡山県	岡山市北区 岡山市東区 倉敷市真備町 笠岡市 井原市 総社市 高梁市 小田郡矢掛町
広島県	広島市安芸区 呉市 竹原市 三原市 尾道市 東広島市 江田島市 安芸郡府中町 安芸郡海田町 安芸郡熊野町 安芸郡坂町
山口県	岩国市周東町
愛媛県	宇和島市 大洲市 西予市

(照会先)  
国民年金基金連合会  
確定拠出年金部  
TEL 0570-003-105